

## 火薬類取締法施行規則

(製造営業の許可申請)

- 第二条** [法第三条](#)の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長([火薬類取締法施行令](#)(昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。))[第十六条第一項第一号](#)の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第三項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四、第六十七条の二、第六十七条の十並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。)に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。
- 2 前項の事業計画書には、製造の目的、製造する火薬類の種類および説明、製造施設の構造、位置(製造所外の保安物件および製造所内の他の施設との関係位置を含む。)および設備、製造方法、従業者の員数、所要火薬類またはその原料の調達方法、製品の貯蔵方法ならびに製造所附近の見取図を記載するものとする。
- 3 第一項の危害予防計画書には、第六条第一項に規定する災害の発生の防止に関する必要事項の概要を記載するものとする。

## 火薬類取締法施行令

(都道府県が処理する事務)

- 第十六条** 次に掲げる主務大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。
- 一 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する[法第三条](#)、第八条、第九条第三項、第十条第一項及び第二項、第十五条第一項から第三項まで(第一項ただし書の指定に係る部分及び第二項第二号の認定に係る部分を除く。)、第十六条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項、第二十九条第一項、第三十条第三項、第三十三条第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項(同項第一号の指定に係る部分及び同項第二号の認定に係る部分を除く。)及び第三項、第三十五条の二第二項から第四項まで、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十五条の三の十並びに第五十四条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務
- 二 火薬庫に関する[法第四十二条](#)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務
- 三 販売業者に関する[法第四十二条](#)、第四十四条及び第五十四条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務
- 四 [法第三十条第二項](#)の消費者に関する[法第四十二条](#)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務
- 五 [法第四十五条](#)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務(製造業者に関するものを除く。)

- 2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務であつて、その完成検査又は保安検査の業務(火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの、産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所又は火薬庫に関するものに限る。)を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関又は指定保安検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。
- 一 指定完成検査機関に関する[法第十五条第一項](#) ただし書([同項](#) ただし書の指定に係る部分に限る。)、[第四十五条の二十八](#)、[第四十五条の二十九第一項](#)及び第三項、[第四十五条の三十](#)、[第四十五条の三十一](#)、[第四十五条の三十三](#)、[第四十五条の三十四](#)、[第四十五条の三十六](#)、[第四十五条の三十七第一項](#)並びに[第五十三条第一項第一号](#)、第五号、第七号及び第八号に規定する事務
- 二 指定保安検査機関に関する[法第三十五条第一項第一号](#) ([同号](#) の指定に係る部分に限る。)に規定する事務、[法第四十五条の三十八第二項](#) において準用する[法第四十五条の二十八](#)、[第四十五条の二十九第一項](#)及び第三項、[第四十五条の三十](#)、[第四十五条の三十一](#)、[第四十五条の三十三](#)、[第四十五条の三十四](#)、[第四十五条の三十六](#)並びに[第四十五条の三十七第一項](#)に規定する事務並びに[法第五十三条第一項第一号](#)、第五号、第七号及び第八号に規定する事務
- 3 前項の規定により[法第四十五条の三十六](#) 及び[第四十五条の三十七第一項](#) ([法第四十五条の三十八第二項](#) において準用する場合を含む。)に規定する事務を行つた都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の場合においては、法中当該各項各号に掲げる事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。